

第 4 4 号 議 案

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

新宿区特別区税条例（昭和 39 年新宿区条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 条の 2 の 3 の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 2 条の 2 の 4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 17 条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 17 条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 23 条第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 24 条第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記

載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

付則第2条の3中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

付則第3条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の区民税の特別税額控除)

第3条の5 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第18条、第19条の2から第20条の3まで、付則第2条の2の2第2項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、前条及び付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第20条第2項、第35条の5第1項及び前条の規定の適用については、第20条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第35条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、付則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の区民税の納税通知書に関する特例)

第3条の6 令和6年度分の区民税に限り、区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第29条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る区民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)か

らその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第28条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第28条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第28条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期におい

てはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の区民税（第1期納期から第35条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る区民税に関する特例）

第3条の7 令和6年度分の区民税に限り、第35条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の区民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額（付則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第35条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前

の普通徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第35条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る区民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においては

その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上

である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 35 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第 3 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和 6 年度分の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の区民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る区民税の額から第 35 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場

合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第35条の5第2項の規定により読み替えられた第35条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の区民税につき第35条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の区民税の特別税額控除)

第3条の8 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条、第19条の2から第20条の3まで、付則第2条の2の2第2項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の4及び付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第4条第2項中「前条」を「付則第3条の4」に改め、同条第3項中「第20条の3第1項」の次に「、付則第3条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第20条の3第1項」に、「、「前3

条」を「前 3 条」に改め、「付則第 4 条第 2 項」の次に「と、付則第 3 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第 4 条第 2 項及び」と、前条中「付則第 3 条の 4 及び」とあるのは「付則第 3 条の 4、次条第 2 項及び」を加える。

付則第 8 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 8 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 9 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 9 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 10 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 10 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 12 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 12 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 13 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 13 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条の 3 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第 14 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 付則第 3 条の 5 及び付則第 3 条の 8 の規定の適用については、付則第 3 条の 5 第 1 項及び付則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第 14 条の 3 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正等に伴い、特別区民税の特別税額控除に関し必要な事項及び令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を定める必要があるため